**別表○**

**再開に係る確認項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 営業の可否 | ・被害なし　　　　　　　　　　　　　　・被害程度による可能 ・応急措置による　　　　　　　不可能　・危険物保安監督者又は・改修後　　　　　　　　　　　　　　　　危険物取扱者不在 |
| 出火危険 | 無・有　　 危険箇所：応急措置：（ 可能・不可能） |
| 油漏えい | 無・有　　危険箇所：；応急措置：（ 可能・不可能） |
| キャノピー | 被害　無・有　 倒壊・傾斜・破損・亀裂応急措置：（ 可能・不可能） |
| 防火塀 | 被害　無・有　 倒壊・傾斜・破損・亀裂（東・西・南・北）応急措置：（ 可能・不可能） |
| 計量機 | 被害　無・有　　 転　倒・傾　斜・破　損・脱　落（ 　基）（　 基）（　 基）（ 　基）応急措置：（ 可能・不可能）転倒＝ａ 傾斜＝ｂ 破損＝ｃ 脱落＝ｄ・洗車機（ａ ｂ ｃ ｄ） ・リフト（ａ ｂ ｃ ｄ）　　　 ・ｳｫｰﾙﾀﾝｸ（ａ ｂ ｃ ｄ） ・ｸﾘｰﾅｰ（ａ ｂ ｃ ｄ）・ｻｰﾋﾞｽﾕﾆｯﾄ（ａ ｂ ｃ ｄ）・ｻｲﾝﾎﾟｰﾙ（ａ ｂ ｃ ｄ）応急措置：（ 可能・不可能） |
| 地盤面 | 被害　無・有　 亀裂・沈下・タンク浮き上がり応急措置： 可能・不可能 |
| 道路との段差 | 段差　無・有　 段差小（車両進入可能）・段差大（車両進入不可能） |
| 建築物 | 被害　無・有　 倒壊・傾斜・破損・類焼応急措置：（ 可能・不可能） |
| 露出配管 | 被害　無・有　 漏えい＝ａ 破損＝ｂ 変形＝ｃ・注入口（ａ ｂ ｃ） ・ﾉﾝｽﾍﾟｰｽ配管（ａ ｂ ｃ）・給油管（ａ ｂ ｃ） ・通気管（ａ ｂ ｃ） |
| 埋設配管 | 被害　無・有　 漏えい・破損・変形・不明 |
| 油分離槽 | 被害　無・有　 使用不能・一部破損・変形応急措置：（ 可能・不可能） |
| 排水溝 | 被害　無・有　 使用不能・一部破損・変形応急措置：（ 可能・不可能） |
| ガス | 被害　無・有〔 使用不能（一部破損含）〕 |
| 電気 | 被害　無・有　 使用不能・一部破損・変形急措置：（ 可能・不可能） |
| 水道 | 被害　無・有　 使用不能・一部破損・変形応急措置：（ 可能・不可能） |
| 電話 | 被害　無・有　 使用不能・一部破損・変形応急措置：（ 可能・不可能） |
| 周辺の被害状況 | 被害　無・有　 ・火災多数・火災あり・類焼危険あり・倒壊建物多数・倒壊建物若干・液状化あり・道路亀裂あり（通行不能） |

**別表○**

**再開に係る判断基準**

１ 火災又は危険物の漏えいがないこと。

２ 構造、設備について

(1) 建家等が著しく本来の機能を失っていないこと。

(2) キャノピーの倒壊、著しい損壊がないこと。

(3) 計量機の転倒、著しい損傷がなく機能が確保されていること。

(4) 防火塀の倒壊、損傷部分に対する仮設塀が施工されていること。

(5) 給油空地、注油空地が確保され、部分的な陥没、部下に対して鉄板

を敷く措置がとられていること。

(6) 地盤面に著しい沈下、亀裂がないこと。

(7) タンク本体、配管の著しい変形・損傷がないこと。

(8) 漏洩検知設備の機能が確保されていること。

(9) 排水溝、ためます、油分離槽の機能が確保されていること。

(10) 消火設備の機能が確保されていること。

(11) 危険物の漏洩、流出に対して、土嚢、油吸着剤が確保され流出防止

措置が図られていること。

３ 保安管理体制について

(1) 巡視、緊急時の措置を行う保安要員が確保されていること。

(2) 危険物取扱者が給油業務等を行い、危険物保安監督者が配置されて

いること。